

原義保存期間	5年(令和14年3月31日)
有効期間	1年未満(令和8年9月30日)

F . N o . 1 6 2 0 2 0 C
滋 務 甲 発 第 S 1 3 2 3 号
(地 合 同)
令 和 8 年 6 月 8 日

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

水泳場開設に伴う警備派出所の設置について（通達）

夏季における水泳場の開設に伴う警備に万全を期するため、滋賀県警察における処務に関する訓令（昭和34年滋賀県警察本部訓令第2号）第125条に基づき、下記のとおり、臨時に警備派出所を設置することを承認したので、適切に運用されたい。

記

- 1 所属
滋賀県大津北警察署
- 2 水泳場の名称
近江舞子水泳場
- 3 位置及び名称
大津市南小松1096番地 近江舞子警備派出所
- 4 設置期間
令和8年7月1日(水)から同年9月30日(水)までの間
- 5 施設管理者
大津北警察署長
- 6 交番相談員の運用
設置期間内に限り、交番相談員を警備派出所において活動させることができることとするので、効果的な運用を図ること。